

「中国における育成者権取得と権利行使の
モデル構築事業」

(平成18・19年度知識集約型産業創造対策事業)

シンポジウム

「中国での育成者権取得とその活用に向けて」資料

平成20年3月6日

(社)農林水産先端技術産業振興センター

シンポジウム「中国での育成者権取得とその活用に向けて」資料

目 次

シンポジウム次第

- 1 . 中国における育成者権取得と権利行使のモデル構築事業 ----- 1
〔(社)農林水産先端技術産業振興センター〕
- 2 . 中国における植物新品種の保護概要 ----- 8
〔平木国際特許事務所種苗室 何 小萍氏〕
- 3 . もも「白秋」の中国農業部への出願と利用許諾について ----- 16
- これまでの経緯、契約の概要、今後の展望 -
〔(独)農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所及び知的財産センター〕
- 4 . 中国農業植物品種権保護概況 ----- 27
表1 . 中国国内品種の出願、登録状況統計
表2 . 外国からの品種の出願、登録状況統計
〔北京路浩知識産権代理有限公司 董事長 謝 順星氏〕
- 5 . クスノキ「ミナギ」出願・利用許諾について ----- 41
5 - 1 . クスノキ「ミナギ」出願までの概要
5 - 2 . クスノキ・ミナギの利用許諾契約
〔(有)行徳緑化農場 代表取締役 行徳 繁太郎氏・(有)両筑植物センター
代表取締役 行徳 繁盛氏・N T R ガーデンプロダクツ 代表取締役 寒郡 茂樹氏〕
- 6 . 中国における林業植物新品種権出願の関連事項などの説明 ----- 61
〔北京中林緑秀植物新品種権代理事務所 主任 王 曉原氏〕

シンポジウム次第

日 時：平成 20 年 3 月 6 日(木) 13:00～19:00

場 所：三会堂ビル9階 石垣記念ホール(東京都港区赤坂 1-9-13)

主 催：(社)農林水産先端技術産業振興センター

開 会 (主催者挨拶) [13:00]

1 . 中国における育成者権取得と権利行使のモデル構築事業
〔(社)農林水産先端技術産業振興センター〕 ~

2 . 中国における植物新品種の保護概要 [13:30]
〔平木国際特許事務所種苗室 何 小萍氏〕

3 . もも「白秋」の中国農業部への出願と利用許諾について [13:30～14:10]
- これまでの経緯、契約の概要、今後の展望 -
〔(独)農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所及び知的財産センター〕

4 . 中国農業植物品種権保護概況 [14:10～15:10]
表 1 . 中国国内品種の出願、登録状況統計
表 2 . 外国からの品種の出願、登録状況統計
〔北京路浩知識産権代理有限公司 董事長 謝 順星氏〕

〔休 憩〕 [15:10～15:20]

5 . クスノキ「ミナギ」出願・利用許諾について [15:20～16:00]
5 - 1 . クスノキ「ミナギ」出願までの概要
5 - 2 . クスノキ・ミナギの利用許諾契約
〔(有)行徳緑化農場 代表取締役 行徳 繁太郎氏・(有)両筑植物センター
代表取締役 行徳 繁盛氏・NTRガーデンプロダクツ 代表取締役 寒郡 茂樹氏〕

6 . 中国における林業植物新品種権出願の関連事項などの説明 [16:00～17:00]
〔北京中林緑秀植物新品種権代理事務所 主任 王 暁原氏〕

閉 会 [17:00]

〔意見交換会：三会堂ビル2階S会議室〕 [17:15～19:00]

中国における育成者権取得と 権利行使のモデル構築事業 (平成18～19年度)の概要

シンポジウム「中国での育成者権取得とその活用に向けて」

平成20年3月6日(木)石垣記念ホール
(社)農林水産先端技術産業振興センター

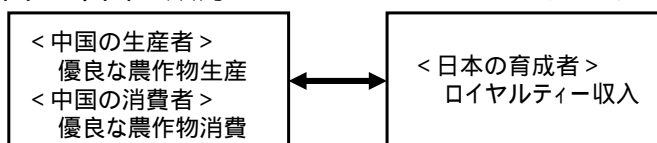
1

事業目的

□ 事業名: 農林水産省知識集約型産業創造対策事業
「中国における育成者権取得と権利行使のモデル構築事業」(平成18～19年度)

□ 事業目的: 日本の優良種苗を中国で生産販売

↓
日本と中国の双方にメリットのあるビジネスモデルの構築



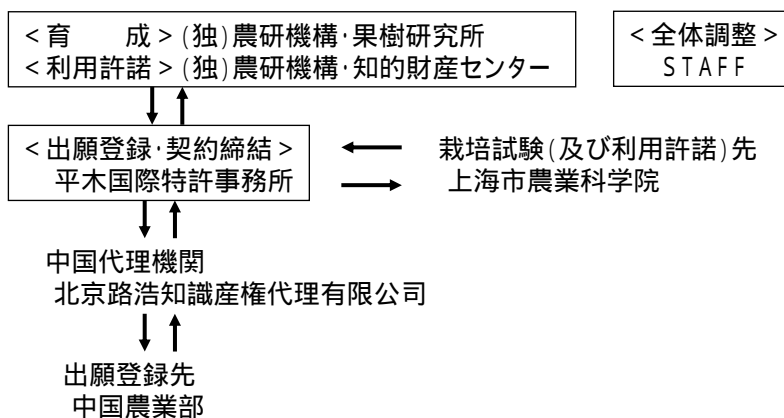
2

. 事業内容

- 農業関係(もも「白秋」(独)農研機構・果樹研育成)
林業関係(クスノキ「ミナギ」行徳氏育成)
1品種ずつをモデルに
- 中国での品種権取得のための出願・登録手続き
- 種苗の利用許諾先の選定、利用許諾契約交渉
問題点・留意事項を把握
「マニュアル」作成・シンポジウム開催
日本から中国への品種権取得の促進及び
日本育成品種の中国での活用

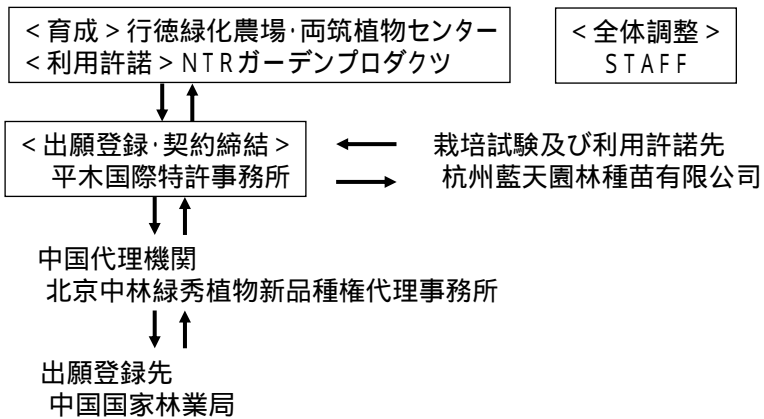
3

. もも「白秋」の参画組織と役割分担



4

クスノキ「ミナギ」の参画組織と役割分担



5

中国への出願と出願公表

- もも「白秋」
 - 中国農業部への出願 : 2006年11月10日
 - 出願公表(仮保護) : 2007年5月1日

- クスノキ「ミナギ」
 - 中国国家林業局への出願 : 2007年1月17日
 - 出願公表(仮保護) : 2007年6月27日

6

・もも「白秋」の中国現地調査

□ 第1回

- 訪問日: 2006年11月19日 - 25日
- 訪問先: 北京市及び上海市
- 内 容: 現地代理機関と出願打合せ、許諾候補先訪問、中国のもも生産消費状況の調査。

□ 第2回

- 訪問日: 2007年7月30日 - 8月3日
 - 訪問先: 上海市
 - 内 容: 利用許諾候補先と許諾条件の意見交換。
-

7

・もも「白秋」の現地調査の様子1



上海市内の契約農家ほ場における「もも接ぎ木苗」の栽培状況(平成19年8月)

8

もも「白秋」の現地調査の様子2



上海のスーパーマーケット(カルフルー)におけるももの販売状況(平成19年8月)

9

クスノキ「ミナギ」の現地調査

- 第1回
 - 訪問日: 2007年2月4日 - 8日
 - 訪問先: 浙江省杭州市
 - 内容: 栽培試験及び利用許諾候補先の訪問、林木苗木の生産状況調査。

- 第2回
 - 訪問日: 2007年8月5日 - 9日
 - 訪問先: 浙江省杭州市
 - 内容: 栽培試験契約及び利用許諾契約について、許諾候補先企業と意見交換。候補先企業の技術調査。

10

.クスノキ「ミナギ」の現地調査の様子1



杭州藍天園林種苗と契約について検討

杭州藍天の農場を視察

(平成19年8月)

11

.クスノキ「ミナギ」現地調査の様子2



接ぎ木の技術調査(平成19年8月)

12

成果報告書とシンポジウム

➤ 成果報告書

- 平成18年度「中国における品種登録出願マニュアル」(未定稿)平成19年3月
- 平成19年度「中国における品種登録出願・利用許諾契約マニュアル」平成20年3月

➤ シンポジウム

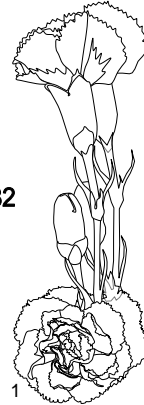
- 「中国での育成者権取得とその活用に向けて」
平成20年3月6日石垣記念ホール(東京都港区)

中国における植物新品種の保護概要

2008年3月6日

平木国際特許事務所 種苗室
何小萍

〒105 0001 東京都港区虎ノ門4-3-20神谷町MTビル19F
TEL: 03-5425-1800; FAX: 03-5425-0981、03-5425-0982
E mail: hiraki@hiraki-patent.co.jp
URL: <http://www.hiraki-patent.co.jp/>



一、中国の品種保護制度の背景

二、中国における育成者権の取得

三、中国における育成者権の権利行使



一、中国の品種保護制度の背景

「TRIPS協定」第27条に、植物品種に対する保護が要求されている；中国特許法において、植物品種が保護されない。WTOに入るため、中国は知財に関する法令を整備してきた。

中国政府は、【植物新品種保護条例】を1997年10月1日に公布した。また、**1999年4月23日に**、アジアで2番目に**UPOV条約(78年)**に加盟し、同日に、中国国内外から植物新品種権の出願を受理し始めた。

[留意点]：日本はUPOV条約(91年)に加盟している、それに対して、中国ではUPOV条約(78年)に加盟している。よって、両国の保護制度の起点は異なる。



(一)UPOVの78年条約と91年条約の主な相違

1、保護すべき植物の種類の相違

両条約とも、あらゆる種類の植物を保護対象に適用できるとしながら、78年条約の第4条は、加盟日に最低5種類、**8年以内**に**最低24種類**の植物を保護の対象にすべきと規定している。それに対し、91年条約の第3条は、新規加盟国に対して、加盟日以降少なくとも15種類、**10年以内にすべての種類**を保護の対象にするべきと規定している。

2、育成者権の保護期間の相違

78年条約の第8条は、育成者権の付与の日から**15年**、木本性植物に対しては**18年**以上にすべきと規定している。それに対して、91年条約の第19条は、それぞれ**20年**と**25年**以上にすべきと規定している。



3、育成者権の内容の相違

78年条約第5条によって、育成者権行使の対象は、業としての販売を目的とする種苗の増殖等になっている。それに対して：

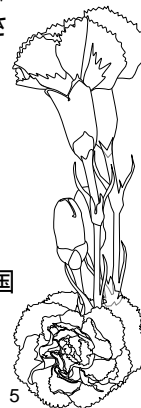
91年条約の第14条では、**育成者権が大幅に強化**されている：

対象：種苗のみならず、収穫物、収穫物から直接に生産された加工品も含み得る。

行為：生産又は再生産、増殖のための調整、販売の申出、又は輸出と輸入などにも及ぶ。

従属品種：保護される品種に由来する従属品種の概念も定義され、保護範囲に入れてきた。

更に、91年条約の第15条には、農家の自家増殖の例外特権について、**任意的な権利例外**と規定され、この特権の保護が各国の裁量に任されることになった。



5

(二) 中国の主な植物品種に関する法律、法令

「種子法」2000年 品種保護の原則を規定。

「中華人民共和国植物新品種保護条例」1997年

「植物新品種保護条例実施細則(林業部分)」1999年

「植物新品種保護条例実施細則(農業部分)」1999年

「(最高人民法院による)農業植物新品種権利侵害事件の処理規定」2002年

「(最高人民法院による)植物新品種育成者権侵害に係わる紛争案件の審理における法律の適用問題についての若干の規定」2007年



6

二、中国における育成者権の取得

育成者権は、特許権、商標権などの知的財産権と同様に、出願、登録されなければ、育成者の独占権等の権利はない。また、育成者権は地域(国)限定の権利であり、日本で権利を持つとしても、他の国に登録されなければ、他の国の育成者権はない。よって、中国においても、育成者としての権利を守りたいなら、中国での出願、登録(育成者権の取得)が必要になる。

[留意点]:日本において、全ての植物種類に対して育成者権を付与することができる、中国では、公表された保護リストに挙げられた植物種類だけに対して、出願、登録することができる。



7

(一)、育成者権の出願

1、日本の品種登録制度と違って、中国では、**農業関係と林業関係の種類に分けられ、農業部と林業局の別々の担当官庁に出願しなければならない。**

また、外国からの出願は、指定された品種権代理機構を通じて出願しなければならない。(農業実施細則第17条、林業実施細則第16条)

2、品種権の出願に必要な書類は、委任状、出願願書、説明書(特性表を含む)、植物体の写真であり、その他にも、出願する種類により、種子や証明書類等が必要な場合もある。また、**品種名を含めて全ての出願書類は、中国語の翻訳文が必要である。**(植物新品种保護条例第21条)



8

(二)方式審査、公表及び仮保護

出願日から6ヶ月以内に、審査官庁が方式審査を行なう。内容は主に以下の3つ項目：(植物新品種保護条例第14、18、27,28条)

中国の保護リストに含まれること：現在、中国政府は6回の農業、4回の林業の植物品種保護リストを公布しており、保護を受けることができる植物は**139種類**である。

品種の新規性(未販売性)を満たすこと：中国国内で出願日から1年遡った日より前に育成者の同意を得て出願品種の繁殖材を販売していないこと、又は外国で出願日から、蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞樹木(**木本性植物**)は**6年**、**その他の植物は4年**遡った日より前に育成者の同意を得て販売していないことが要件である。

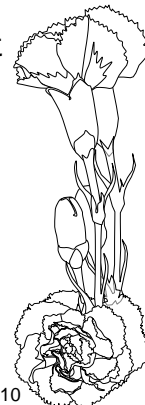


9

品種名称の適切性を満たすこと：名称の適切性について、a, 出願品種の名称が既存品種や登録商標と紛らわしいものでない、b, 数字のみからなるものでない、c, 社会的モラルに反するものでない。

方式審査において、補正命令が発行されたら、3ヶ月以内に補正しなければならない。(植物新品種保護条例第28条)

方式審査を合格した後に、出願公表される。出願公表日から出願品種の仮保護が始まる。**公表日から登録日までの間に**出願品種が侵害された場合は、登録した後に賠償金を請求することができる。(植物新品種保護条例第33条)



10

(三) 実体審査(特性審査)

以下の三つの方式によって、DUS報告書が作成され、審査官庁は報告書に基づいて審査を行う。(植物新品種保護条例第30条)

- 1、資料調査： 出願書類又は他の資料による審査方式である。例えば、林業局がヨーロッパから二十数件のDUS報告書を購入し、審査したことがある；
- 2、栽培試験： 審査官が主導し、試験センターで、新品種と対照品種と共に栽培し、各特性を観察する方式である；
- 3、現地調査： 出願者が新品種と対照品種と共に栽培し、審査官が現地に行って、各特性を観察する方式である。



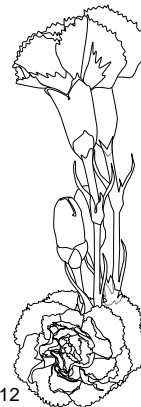
11

(四) 育成者権の登録

(植物新品種保護条例第31条、農業実施細則第43条、林業実施細則第37条)

実体審査を合格した後に、品種権付与の通知書が発行される。通知書を受取った日から3ヶ月以内に初年度の費用を納めて、品種権が品種登録簿に記載され、育成者権が公告される。また、育成者権の証明書が権利者に交付される。

品種権の公告日から、**植物品種権の効力が始まる**。また、同日から品種権の存続期間が起算される。



12

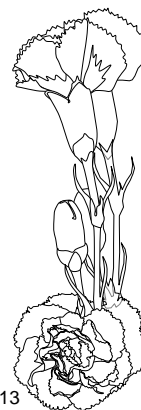
三、中国における育成者権の権利行使

中国において育成者権を取得した後に、有効かつ強力に保護していくため、中国の育成者権の内容、また中国の司法制度について、日本と異なる部分が多くあるので、十分に知る必要がある。

(一) 中国における育成者権の内容

1、権利の内容： 種苗の生産、販売の独占権(例外があり)；
譲渡、許諾権。(植物新品種保護条例第6条、第9条)

[留意点]：品種権の及ぶ範囲は種苗のみであり、収穫物には及ばない。また、従属品種に対する保護の規定もない。



13

2、権利の例外： 試験研究目的； 農家の自家繁殖。(植物新品種保護条例第10条)

[留意点]：日本と違って、植物の種類に関わらず、農家の自家繁殖に対して、育成者権の効力が一切及ばない。

3、強制実施権： 国家の利益または公衆の利益のために、強制的に許諾される場合がある。(植物新品種保護条例第11条)

[説明]：他国と同様に規定されている、現在まで、中国において強制実施が行なわれたことがない。

4、育成者権の存続期間： 登録日から起算し、蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞樹木(木本性植物)については20年、その他の植物については15年である。(植物新品種保護条例第34条)

[留意点]：日本の育成者権のそれぞれ25年と30年より短い。



14

(二) 中国における権利侵害の救済法

- 1、当事者間の交渉による解決：中国において、育成者権に対する理解と正しい知識の普及がまだ進んでおらず、違法増殖者が違法であることを認識していない場合が多くある。先ず、話し合いによって侵害を止めることが重要と思われる。
- 2、行政ルートによる解決：中国の特有な救済法、行政管理部門の処理又は懲戒処分による救済である。明確な侵害であり、迅速な対応を求める場合がよいといわれている
- 3、司法ルートによる解決：日本と同様に、育成者権者又は利害当事者は、直接人民法院(裁判所)に提訴することができる。2002年 - 2007年の間に、判決された育成者権の訴訟は百件以上があり、現在進行中の訴訟は数百件があるといわれている。



15

ご静聴ありがとうございました。



16



中国における育成者権取得と 権利行使のモデル構築事業

もも「白秋」の中国農業部への出願と利用許諾について
- これまでの経緯、契約の概要、今後の展望 -

平成20年3月6日

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構
・ 果樹研究所
・ 本部 知的財産センター

・ 果樹品種の選定

1. 販売後6年未満の品種
2. 中国で保護対象になっている樹種
3. 結果が早くわかる樹種

早く開花結実し、栽培試験が比較的短期間で
実施できる樹種

果樹品種の選定について

1. 販売後6年未満の品種

	H12	H13	H14	H15	H16	H17
リンゴ	さんたろう					
ナシ	王秋 あきあかり 秋麗					なつしずく
カキ	早秋		甘秋	貴秋		
モモ		白秋				
ブドウ				(シャインスカット)	(朝日カスター)	
カンキツ		はれひめ		麗紅	たまみ	べにばえ ミニマトル1号
クリ		秋峰				

3

果樹品種の選定について

2. 中国で保護対象になっている樹種

3. 結果が早くわかる樹種

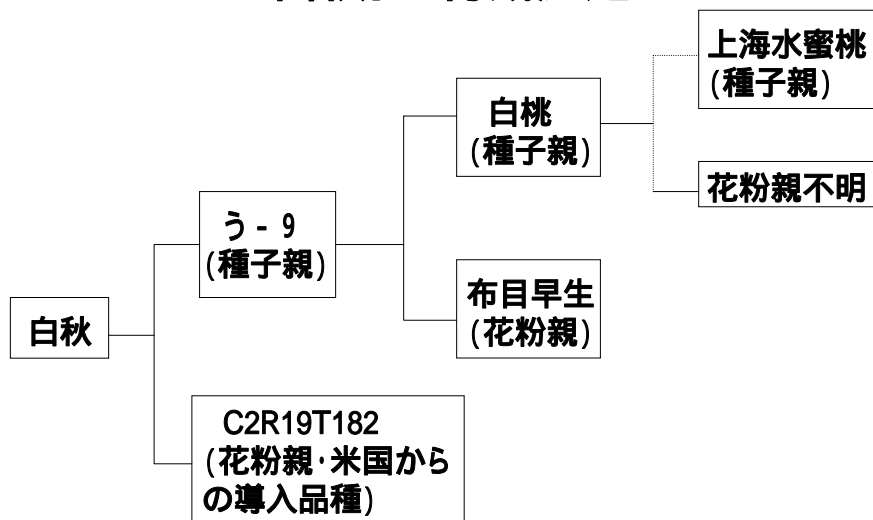
ナシ、カキ、モモ、ブドウ、カンキツ、クリ



モモ「白秋」を選定

4

「白秋」の育成経過



5

「白秋」の特性

開花期 4月中旬(つくば) 収穫期 8月中旬(つくば)

果実重 300~400g 果実糖度 11~13%

- ・無袋栽培では果皮の着色が少ない。遮光袋を用いた有袋栽培ではきれいな白い外観となる。日本では岡山県の着色抑制栽培に適する。
- ・それ以外の栽培特性は日本の主要品種と同じ。

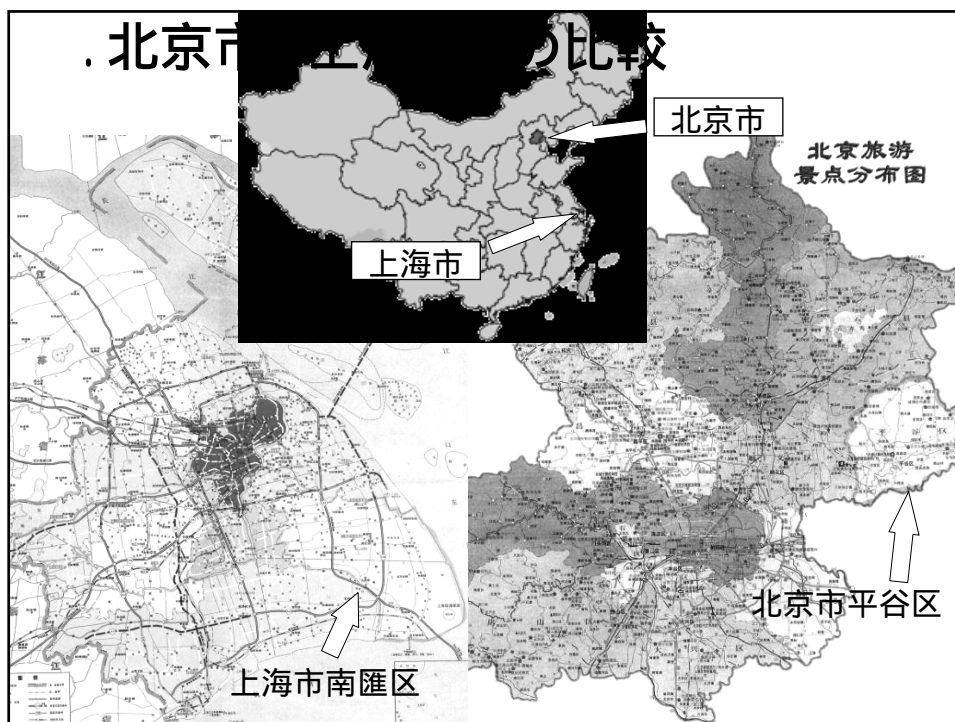


無袋栽培果実



有袋栽培果実

6



	北京市	上海市
生産状況	<ul style="list-style-type: none"> ●栽培面積:47万畝(31,349ha) ●生産量(20万t),売上利益(5.5億元)ともに中国一 ●栽培株数:2,000万株 ●主な産地:平谷区 	<ul style="list-style-type: none"> ●栽培面積:13万畝(8,671ha)、増加傾向 ●栽培株数:10数万株 ●主な産地:南匯区
気候	<ul style="list-style-type: none"> ●年間降水量:600mm、最低気温-15~-20 程度(凍結の恐れあり)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●年間降水量:1200~1400mm ●梅雨:6月中旬~7月中旬 ●岡山県と同じ平均気温
好み	<ul style="list-style-type: none"> ●堅い、赤色を好む。 ●国内外から集まっている人々の需要を満たすため、様々なニーズのモモが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●柔らかい、白色を好む。 ●消費者が産地に出かけ、直接購入する形式が多い(高品質のモモに対するニーズが高い)。

上海市を「白秋」の栽培候補地にした理由

1. 白地に紅がさす程度の果実を好む。さらに、高品質のモモに対する購買意欲が大きい(北京では真っ赤に着色した果実が好まれる)。
2. 気候が日本のモモ産地に類似(岡山県と年平均気温及び年間降水量が同じ。北京市の冬期の気温の場合、凍害の可能性がある)。
3. 摘果、袋掛け等の栽培管理技術が徹底しており、柔らかい肉質のモモの扱いに慣れている(収穫から流通において果実にダメージを与える等のトラブルの可能性が低い)。

9

上海市における許諾先候補の比較

1. 上海市林業総站
2. 上海市農業科学院
3. 上海振東園芸有限公司

10

上海市林業総站の事業状況(その1)

行政的な役割	<p>上海市に属する行政機関(法人)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1979年に設立。林業、果樹、花き品種の指導、種苗の管理、植物防疫業務等を行っている。 ・ 果樹の品種変更、更新、栽培面積をコントロールし、計画的な品種導入を担う。 ・ 桃子研究所の他、4研究所(ブドウ、ナシ、カンキツ等)
関係機関	<p>上海市南匯桃子研究所(実施機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数7名(ほとんど林業総站職員が兼務)。 ・ 2001年に区の研究所として設立。 ・ <u>モモの品種育成、導入、病害検定及び生産者に対する技術支援を行っている。</u> ・ 水蜜桃「南京水蜜桃」を育成。

11

上海市林業総站の事業状況(その2)

苗木ほ場の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桃子研究所の試験ほ場はフェンスで囲障され、人の出入りを制限可能。(試験ほ場面積100畝6.7ha。・ <u>現在5～6品種のモモを試験栽培中</u>) ・ 桃子研究所の苗木生産ほ場は5畝(約0.4ha)。
許諾、生産販売実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>果樹種苗の許諾実績はない。</u>花きを外国から2品種導入した例がある。 ・ 上海周辺に毎年40品種前後のモモの苗木約30万株を出荷し、100万元前後の売上げ金額。

12

上海市農業科学院の事業状況(その1)

行政的な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物、動物、農業経済等の研究を総合的に実施。 ・ 研究による技術開発で、農家の技術向上・普及をサポート。 ・ 院の下に作物林果研究所の他に8つの研究所(施設園芸、キノコ、畜産、土壌肥料、農業情報、ジーンバンク等)。
関係機関	<p>作物林果研究所(実施機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数100名以上、モモ担当者6名。 ・ 試験ほ場66畝 4.4ha。うち1/3 がモモほ場。 ・ 果樹研究は1960年から実施(モモ、ブドウ、ナシ、ミカン等)。 ・ 黄桃「錦銹」、油桃「炉油018」を育成。

13

上海市農業科学院の事業状況(その2)

苗木ほ場の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究所のほ場移転により苗木生産は農家への委託生産(委託した農家の接ぎ木技術のレベルは高い)。 ・ 委託生産ほ場は3～4畝(0.2～0.27ha)程度。
許諾、生産販売実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら育成した品種の苗木を研究所で販売(1株:3～5元、年間3万本程度生産)。 ・ <u>周辺農家からの信用は高く、果樹品種の更新、農場の造成に相談が寄せられるケースが多い。</u> ・ 以前は、公的研究機関として、収益より品種の普及が中心。近年、<u>独立採算が強化され、収益の向上が求められている。</u>

14

上海市での契約候補先の利点

農業生産現場に近い立場にある公的な法人。品種の普及、指導等を行う際の中心的役割を担っている。「白秋」を上海地域へ導入する際には農家にアドバイス可能。

法人傘下の研究所において、栽培ほ場を保有し、モモの苗木の増殖・販売の実績をもつ。

公的な法人としての立場から、不正流通等の問題を生じた場合、行政レベルでの対応が可能。

公的な行政法人であるので、破産、解散等によるロイヤリティの不払いを生じることがない。

15

上海市での契約候補先の難点

利用許諾契約を結んで苗木増殖・販売の例はない。

公的法人のため、輸出入の手続き可能な法人格を有していない。

16

契約締結に向けた考え方

相手先の考え：

実際に栽培して特性を確認しないと、栽培計画、許諾契約条件等を詰めることができないとの判断。



利用許諾契約の前に、試験栽培を行うことが必要。



農研機構で試験栽培契約書案の作成



契約内容は種苗増殖の禁止等を盛り込む程度の簡易なものとした(中国において育成者権の仮保護を有しており、権利を主張できない国とは異なる)。

17

試験栽培契約の主な条項

試験材料(登録番号、品種名称)

利用目的(上海地域での栽培適性の確認)

条件(栽培地域は上海に限る、果実の第三国及び日本国へ輸出禁止)

DUS試験の実施(対照品種:清水白桃)

成果の公表

変異株の取扱い(農研機構の所有)

損害賠償

報告(試験終了後30日以内)

利用許諾契約への移行

協議事項

裁判管轄(東京地方裁判所)、準拠法(日本国) ¹⁸

・契約交渉の概要

1. 上海市林業総站到契約書案を提示。



- ・ 站長の異動により、日本の品種導入の方針が転換。
- ・ モモ「白秋」を導入するに際しての予算経費が、認められなかったため、「白秋」導入の試験栽培は受け入れることができない。

2. 上海市農業科学院に契約書案を提示。



- ・ DUS試験の受け入れは可能。
- ・ 品種導入の試験栽培を行うにはリスクが大きいため、受け入れることができない。

19

中国での利用許諾を進める上での注意点

1. 事前に下調べを行って、現地でどのような品種が望まれているのかを細かく分析し、それに適した品種を提案することが必要。
2. 果実を実際に提示、試食させることが重要。
(写真や特性データの比較だけでは、既存品種とのちがいを明確に示すことができない)。
3. 中国の公的機関と契約を進めるには注意が必要。
(トップの交代により、継続事業のキャンセル、見直しになるケースは多い)

20

今後の展望

1. 中国での育成者権の取得を早期にすすめるために、上海市農業科学院においてDUS試験を実施する。
2. DUS試験の手続きと並行して、育成者権を活用するために許諾を希望する他機関を上海市の関係者や北京の代理人を通じて探索する。
3. 許諾相手としては、信頼性があるか、実際に市場に進出でき得る実力を有しているか、業者へのコンタクトルートがあるか等を確認する。

21

ご清聴ありがとうございました。

独立行政法人
農業・食品産業技術総合研究機構



<http://www.naro.affrc.go.jp/>

22

中国農業植物品種権保護概況

北京路浩国際特許事務所
中農恒達植物品種権代理有限公司

1

1997年、中国は「植物新品種保護条例」と「植物新品種保護条例実施細則」を公布しました。

1999年4月23日、中国は、「国際植物新品種保護公約(1978年)」に加盟し、国際植物新品種保護連盟(UPOV)の第39番目の加盟国になっています。

- 一、出願の概況
- 二、出願の必要な書類
- 三、出願、登録の留意事項

一、出願の概況

2007年12月31日まで、中国において、農業植物品種権に関する出願件数は、4695件である、その中に、登録されたのは、1417件である

1、中国国内品種の出願、登録状況

出願の種類は主にとうもろこし(1788件)及び水稲(1457件)であり、それぞれ出願総量の39%及び32%となっている

2、外国から品種の出願、登録状況

オランダの出願が69件で、登録されたのは7件で

韓国の出願が30件で、登録されたのは3件で

アメリカの出願が29件で、

日本の出願が22件で、登録されたのは10件で

二、出願の必要な書類

出願書類は、出願書、説明書及び写真である

1、説明書

説明書の内容

2、写真

出願品種及び対照品種の写真

説明書の内容

- 出願品種の栽培地及び栽培の開始時間と終了時間
- 出願品種は国内外の同種類品種との比較資料
- 出願品種の育成過程及び育成方法
- 出願品種の販売状況
- 出願品種の特異性、一致性及び安定性
- 出願品種は適する栽培地域或は環境条件、及び主要な栽培技術
- 出願品種と近似する品種の性質、状態との比較表

三、出願の留意事項

1、出願のタイミング

繁殖資料

輸入審査及び検査検疫

初期審査

2、対照品種

出願品種と、形態学特徴及び植物学特性という面に最も近似し、出願品種と血縁関係を持ち、同一類型、公知公用な存在した品種でなければならない

3、命名

4、系譜図と育成過程

系譜図を結びつけて、出願品種の母本の出所、具体的な選択、育成方法、選択された育成の段取り及び選択された育成条件を詳しく説明かつ公開します

5、販売状況

- 売買方式で出願品種の繁殖材料を他人に譲渡する行為
- パーター取引で出願品種の繁殖材料を他人に譲渡する行為
- 資本金の一部として、出願品種の繁殖材料を他人に譲渡する行為
- 出願品種の繁殖材で生産協議を結ぶ行為
- 育成者の自己販売行為
- 育成者の内部販売行為
- 育成者の100%或は株主とする企業での販売行為

六、写真

登録品種と対照する品種との性状対比を同一の写真に載せなければならない



北京路浩国際特許事務所の御案内

一、事務所の沿革

- 1985年 事務所が成立され、中国国内特許代理業務を開始
元中国国家農業部特許事務所
- 2002年 事務所が民営化され、事務所名を変更
- 2003年 商標と著作権業務を開始
- 2004年 知的財産権に係る研究及び相談業務を開始
- 2004年 中農恒達植物品種権代理会社を買収
元中国国家農業部品種権事務所
- 2007年 北京御路知的財産権発展センターを設立

二、事務所業務

- 特許、商標、著作権、品種権に係る四種の代理資格を有する
- 中国国内には、数が極少ない四種類代理資格を有する事務所である
- 知的財産権に係る各種の相談業務

知的財産権に係る各種の相談業務

- 連携対象を探す
- 項目を参与及び検査、論証する
- 連携方式及び条件に関する面談を協力する
- 連携契約及び関連法律書類の立案を協力する
- 連携契約の実施を監督する

ご清聴、ありがとうございました

〒100081 北京市海淀区大柳樹路17號
富海國際港707室
TEL: (8610) 62196988
FAX: (8610) 62198011
Email: int@cnkip.com
URL: <http://www.cnkip.net>



表 1、中国国内品種の出願、登録状況統計

植物种类		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
大田作物	水稻	14	22	60	79	252	255	261	272	242
	玉米	95	58	122	119	183	262	329	337	283
	大豆	0	13	4	6	11	17	34	41	27
	普通小麦	0	3	9	32	55	101	89	69	79
	甘蓝型油菜	0	3	5	8	20	27	11	11	12
	芥菜型油菜	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	花生	0	1	5	1	3	2	2	5	6
	甘薯	0	0	0	0	3	1	2	1	2
	大麦属	0	0	0	0	3	4	2	5	7
	高粱	0	0	0	0	0	3	4	11	4
	谷子	0	0	0	0	0	0	3	10	2
	棉属	0	0	0	0	0	0	80	33	58
	苧麻属	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	绿豆	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	蚕豆	0	0	0	0	0	0	0	0	4
亚麻	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
蔬菜	大白菜	1	1	5	0	5	4	5	3	2
	辣椒属	0	3	1	3	0	3	6	3	5

	普通番茄	0	1	0	3	4	7	5	2	1
	马铃薯	1	0	0	0	3	1	6	4	0
	普通西瓜	0	0	0	8	3	5	5	5	4
	甜瓜	0	0	0	0	0	0	4	3	2
	食用萝卜	0	0	0	1	1	1	1	0	0
	胡萝卜	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	普通结球甘蓝	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	黄瓜	0	0	0	1	5	0	3	2	1
	草莓	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	白灵侧耳	0	0	0	0	0	0	2	1	0
	茄子	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	花椰菜	0	0	0	0	0	0	0	0	1
花卉	菊属	0	0	0	0	0	0	0	8	14
	非洲菊	0	0	0	0	2	0	5	0	5
	石竹属	0	0	1	2	1	3	1	1	3
	百合属	0	0	0	0	0	2	3	3	6
	兰属	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	唐菖蒲属	0	0	0	0	0	0	0	0	0
果树	梨属	0	1	2	6	0	0	1	1	1
	荔枝	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	桃	0	0	0	2	7	2	1	0	0

	猕猴桃属	0	0	0	0	1	2	3	2	4
	苹果属	0	0	0	0	0	12	0	6	5
	葡萄属	0	0	0	0	0	0	1	4	3
	柑橘属	0	0	0	0	0	1	2	3	1
	李	0	0	0	0	0	0	0	0	3
牧草	酸模属	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	紫花苜蓿	0	0	0	0	0	0	0	1	1
总计		111	107	214	274	562	716	873	850	797

表 2、外国からの品種の出願、登録状況統計

植物种类		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
大田作物	水稻	0	0	0	0	0	0	0	1 (JP) 1 (KR)	1 (JP)
	玉米	0	0	0	0	0	0	15 (US)	2 (KR)	3 (DE) 1 (US)
	大豆	0	0	0	0	0	0	0	0	
	普通小麦	0	0	0	0	0	0	0	0	
	甘蓝型油菜	0	0	0	0	0	0	0	0	
	芥菜型油菜	0	0	0	0	0	0	0	0	
	花生	0	0	0	0	0	0	0	0	
	甘薯	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大麦属	0	0	0	0	0	0	0	2 (AU)	
	高粱	0	0	0	0	0	0	0	0	
	谷子	0	0	0	0	0	0	0	0	
	棉属	0	0	0	0	0	0	0	0	
	苧麻属	0	0	0	0	0	0	0	0	
	绿豆	0	0	0	0	0	0	0	0	
	蚕豆	0	0	0	0	0	0	0	0	
亚麻	0	0	0	0	0	0	0	0		
蔬菜	大白菜	0	0	0	0	0	0	0	0	
	辣椒属	0	1 (JP)	0	0	0	0	0	0	1 (NL)

	普通番茄	0	0	0	0	0	0	1 (NL)	1 (NL)	
	马铃薯	0	0	2 (NL)	0	0	0	0	1 (NL)	
	普通西瓜	0	0	0	0	0	0	0	0	
	甜瓜	0	0	0	0	0	0	1 (JP)	0	
	食用萝卜	0	0	0	0	0	0	0	0	
	胡萝卜	0	0	0	0	0	0	0	0	
	普通结球甘蓝	0	0	0	0	0	0	0	0	
	黄瓜	0	0	0	0	0	0	0	0	
	草莓	0	0	0	0	0	0	6 (US)	1 (JP)	1 (US)
	白灵侧耳	0	0	0	0	0	0	0	0	
	茄子	0	0	0	0	0	0	0	4 (NL)	
	花椰菜	0	0	0	0	0	0	0	0	
花卉	菊属	0	0	1 (JP)	1 (JP)	2 (NL)	2 (NL) 3 (JP)	16(NL) 1 (JP)	1 (KR)	
	非洲菊	0	0	0	0	0	0	8 (NL) 4 (IL)	0	
	石竹属	0	0	0	1 (NL)	0	0	3 (NL)	3 (ES)	
	百合属	0	0	0	1 (NL)	0	0	4 (NL)	5 (NL)	10(NL)
	兰属	0	0	0	0	0	7 (JP)	3 (JP)	0	
	唐菖蒲属	0	0	0	0	0	0	0	1 (KR)	
果树	梨属	0	0	3 (KR)	1 (KR)	0	2 (KR)	4 (KR)	5 (KR) 1 (DE)	1 (DE)
	荔枝	0	0	0	0	0	0	0	0	

	桃	0	0	0	0	0	0	1 (KR)	1 (JP)	
	猕猴桃属	0	0	0	0	0	1 (NZ)	0	0	1 (KR)
	苹果属	0	0	0	0	0	2 (NZ) 1 (AU)	4 (KR)	1 (AU)	
	葡萄属	0	0	0	0	0	1 (US)	4 (KR) 2 (US)	1 (US)	
	柑橘属	0	0	0	0	0	0	0	1 (ZA)	
	李	0	0	0	0	0	0	0	0	
牧草	酸模属	0	0	0	0	0	0	0	0	
	紫花苜蓿	0	0	0	0	0	0	0	0	
	总计	0	1	6	4	2	19	77	33	19

クスノキ「ミナギ」出願までの概要

- 1 九州に自生するクスノキ
- 2 育成、植栽されたクスノキ
- 3 クスノキ「レッドモンロー」の出願
- 4 クスノキ「ミナギ」の出願
- 5 中国・国家林業局クスノキ「ミナギ」の出願

1 九州に自生するクスノキ

- 西日本の温暖な地域ではごくふつうに見られる樹木
- 神社などの鎮守の森を代表する樹木
- 九州は気候が適しているためかクスノキの巨樹が数多く残っている

日本の巨樹ランキング

順位	独特の呼称	幹周(m)	樹種	所在地	保護指定
1	蒲生の大クス	24.22m	クスノキ	鹿児島県蒲生町	国天(特別)
2	阿豆佐和気神社の大クス	23.90m	クスノキ	静岡県熱海市	国天
3	本庄の大クス	21.00m	クスノキ	福岡県築城町	国天
3	川古の大クス	21.00m	クスノキ	佐賀県武雄市	国天
3	奥十曾のエドヒガン	21.00m	エドヒガン	鹿児島県大口市	保安林
6	衣掛の森	20.00m	クスノキ	福岡県宇美町	国天
6	武雄の大クス	20.00m	クスノキ	佐賀県武雄市	市天
8	林原八幡宮の大クス	18.50m	クスノキ	大分県大分市	国天
9	隠家の森	18.00m	クスノキ	福岡県新倉町	国天
10	志布志の大クス	17.10m	クスノキ	鹿児島県志布志町	国天
10	大谷のクス	17.10m	クスノキ	高知県須崎市	国天
12	純文杉	16.10m	スギ	鹿児島県上屋久町	国天(特別)
13	老イチョウ	16.00m	イチョウ	青森県西石町	町天
13	川辺の大クス	16.00m	クスノキ	鹿児島県川辺町	県天
15	三川の將軍スギ	15.95m	スギ	新潟県三川町	国天
16	蒲葦の森	15.70m	クスノキ	福岡県宇美町	国天
17	天子のケヤキ	15.40m	ケヤキ	福島県鎌田町	原緑の文化財
18	古屋敷の千本カツラ	15.33m	カツラ	岩手県軽米町	町天
19	上谷のクス	15.00m	クスノキ	埼玉県越生町	県天
20	葛見神社の大楠	15.00m	クスノキ	静岡県伊東市	国天



蒲生(かもウ)の大楠

- 国の特別天然記念物
- 鹿児島県蒲生町の蒲生八幡宮神社
- 昭和63年に環境省の巨樹・巨木林調査によって、日本一の巨樹であることが証明された。
- 樹高30m
- 推定樹齢1500年

5

蒲生(かもう)の大楠 目通り24.22m 根回り33.57m



6

蒲生(かもう)の大楠



7

下古毛の大クス 樹高30m 目通り11.5m



8

下古毛の大クス 樹高30m 幹周11.5m



2 育成、植栽されたクスノキ

- 1970年頃よりクスノキは生長が早く、樹形も美しく見栄えが良いので街路樹、公園樹として植栽された
- 需要の増大により野山からの原木調達が難しくなる
- 1975年頃より圃場で実生苗木による大量生産が始まる

宮崎県庁



植栽された「県庁クス並木」



緑のトンネル 延長650m 幅30m



圃場で生産されるクスノキ



3 クスノキ「レッドモンロー」の出願

- 1984年 圃場にて野生種の変異株を発見、増殖を行う
- 1993年 特性の調査を継続しその特性が安定していることを確認
- 1998年10月 品種登録 第7031号

「レッドモンロー」春と夏の葉色

4月中旬



8月上旬



野生種と葉色を比較 4月中旬

赤芽の野生種

緑芽の野生種

レッドモンロー



「レッドモンロー」と野生種の木部の相違



4 クスノキ「ミナギ」の出願

- 1998年4月 圃場にて、偶発実生苗として出現、増殖を行う
- 2006年10月まで特性の調査を継続しその特性が安定していることを確認
- 2006年10月 品種登録出願
出願の番号 第20241号
- 2007年2月13日 出願公表

「ミナギ」と「レッドモンロー」若葉の濃紅色の出現時期を比較



「ミナギ」と「レッドモンロー」春の若葉を比較



「ミナギ」と「レッドモンロー」夏の若葉を比較



「ミナギ」と「レッドモンロー」葉を比較



「ミナギ」と「レッドモンロー」木部を比較



5 中国・国家林業局クスノキ「ミナギ」の出願

- 2006年7月 中国出願モデル品種の応募
- 2007年1月 「ミナギ」中国・国家林業へ出願
- 2007年2月 杭州の生産地と利用許諾候補の現地調査
- 2007年6月 「ミナギ」出願公表
- 2007年8月 杭州の利用許諾企業を訪問

中国·国家林業局のホームページ

林业植物新品种保护
Protection of New Varieties of Plants

林业植物新品种保护、品种权申请

初审公告(第0708号)

国家林业局植物新品种保护办公室初审公告
(第0708号)

按照《中华人民共和国植物新品种保护条例》和《中华人民共和国植物新品种保护条例实施细则(林业部分)》的有关规定,现将国家林业局受理并经初审合格的植物新品种权申请公开,请申请人按照有关规定于三个月内缴纳审查费。任何人均可对其中不符合条件或不实之处,向国家林业局植物新品种保护办公室提出异议请求,并说明理由。

特此公告。

ホームページで公表された「ミナギ」

弥娜纪 (MINAGI)

所属の種或属、科属

培育人: 行德繁太郎 (GIYUOTOKU SHIGETARO)

申请人: 行德繁太郎 (GIYUOTOKU SHIGETARO)

申请号: 20070002

申请日: 2007年1月17日

说明: 弥娜纪 (MINAGI) 是以实生苗变异株选择和插条繁殖得到的。弥娜纪 (MINAGI) 成年树形为植物线形; 树干通直; 树皮厚度中等; 纹理不规则; 树冠部, 中等长圆; 叶片无折皱和叶斑; 春、夏季嫩叶的颜色近于深红色, 着色期早。弥娜纪 (MINAGI) 与对照品种红梦露 (Red Monroe) 相比存在以下显著差异:

	“弥娜纪” (MINAGI)	“红梦露” (Red Monroe)
树枝的粗度	细	中
树枝的长度	中	长
叶的折皱	无	有
春、夏季嫩叶颜色 (RIS)	深红色 (60A)	浅红色 (M186)
叶的斑点	无	有
春、夏季叶的红色着色期	早	中

弥娜纪 (MINAGI) 种植区域以北纬33度24.3分、东经130度41.7分, 年降雨量1265毫米, 最高气温38℃, 最低气温-6℃, 年日照1896.4小时, 年平均风速1.2m/s的地区为栽培最佳地区。

クスノキ・ミナギの利用許諾契約

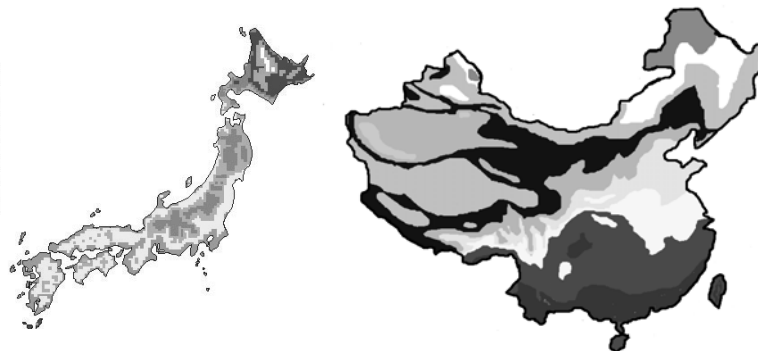
NRT Garden Products, Inc

1

ハーディネスゾーンマップ

平均年次最低気温によるゾーンマップ

ゾーン	平均年次最低気温(℃)
2	-45.5 ~ -40.0
3	-40.0 ~ -34.5
4	-34.5 ~ -29.0
5	-29.0 ~ -23.5
6	-23.5 ~ -18.0
7	-18.0 ~ -12.5
8	-12.5 ~ -6.7
9	-6.7 ~ -1.0
10	-1.0 ~ 4.4
11	4.4 ~



ゾーン9以上のエリアは上海より南部の地域 上海・広州がクスノキには有望

2

中国の現状－広州

- 植木を中心とした花卉輸出入基地は広州
- ヤシ・マキなどが多く輸入されている
- IPM・China開催に見られるような中継基地機能

- 盆景を基本とした鉢植えにて売買
- 都市緑化用ではなく、個人消費のマーケット
- 日本との交流多いが、個人企業が多い

3

順徳陳村花卉世界

広東省佛山市



総面積: 660ha

出展企業: 400社

年間交易额: 150億円



4

広州の庭園(盆景)



5

中国での緑化樹の需要

- 都市開発を基本とした建設需要大
- 特にマンション建設を中心とした住宅需要
- マンションの価値は、緑化の質に左右される
- 赤を基本とした、カラーリーフが人気

- 緑化樹の生産基地は、上海エリア、特に杭州
- 上海以南地域での街路樹は、クスノキが多い

6



中国企業の現状

杭州藍天園林建設集團有限公司



- 景觀生態學博士・陳相強により2002年に設立された 民營企業
- 銀行信用度AAA級企業
- 杭州藍天園林設計院ほか、9つの関連企業
- 全国19箇所に、3000haの圃場を有する



利用許諾契約の一般的フロー

- 契約先企業の選定
- 「繁殖禁止植物の評価育成合意書」の締結
- 苗木・穂木などの輸出
- 評価判定
- (中国での品種登録)
- 利用許諾契約
- 繁殖開始

11

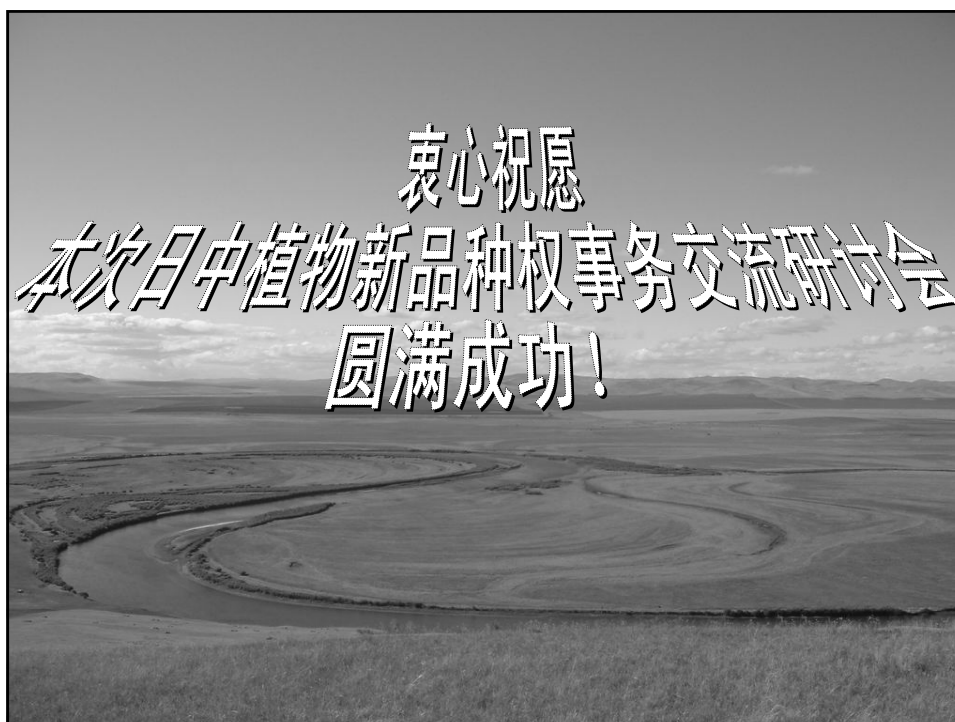
繁殖禁止植物の評価育成合意書

- オーナーは栽培試験に供する植物の全ての権利を所有する。
- オーナーはテスターに栽培試験を行い、その記録する権利を与える。
- オーナーは圃場などを自由に視察できる。
- 変異体を発見した場合は直に報告し、共同所有物とする。
- 栽培試験植物の譲渡の禁止。
- 栽培試験植物の監視の努力。
- 生産増殖及び育種素材としての利用の禁止。
- 全ての栽培試験結果の報告。
- 違反を行った場合の契約破棄と栽培試験植物の返却没収。
- 試験栽培場所の明記。

12

利用許諾契約書

- 中国での非排他(非独占)ライセンスをライセンシーに許可する
- 本合意書は契約破棄の通知がない場合は年単位で自動的に更新
- 年間最低販売数量の明記、定められた金額の支払い(ロイヤリティー)
- 生産及び販売数量の正確な記録、提出、全保管場所の通知
- 変異体発見の報告、所有権は共同所有
- 生産した植物の販売及び移動の際のラベル添付の義務付け。
- 契約終了後の植物の処分と終了後の繁殖の禁止
- ロイヤリティー未払いの場合は契約を自動的に終了
- ライセンスの譲渡の禁止。
- 本契約下の植物品種の輸出の禁止、育種素材としての利用の禁止



中国における林業植物新品種権



出願の関連事項などの説明

皆様、こんにちは！

先ず、北京中林緑秀植物新品種権代理事務所のスタッフ全員を代表して、私たちにこのような交流できる機会を提供して下さった本会議の開催者であるSTAFFに感謝します。特に招聘人である岩元睦夫様及び担当者である下野章司様にいろいろお世話になりました、ありがとうございます。このような交流をきっかけとして、これから植物新品種に関する中日両国の協力ができたら嬉しく思います。

1. 中国国内林業植物新品種権の出願数と登録数の作物種類別の年度統計状況
2. 外国から中国林業植物新品種権の出願数と登録数の作物種類別の年度統計状況
3. 海外各国から中国林業植物新品種権の出願・登録状況の傾向
4. 中国林業植物新品種権代理機関の概要
5. 北京中林緑秀植物新品種権代理事務所の概要
6. 中国林業植物新品種権を出願する際に、日本の育成者の留意点
7. 中国における登録品種の利用許諾及び譲渡
8. 中国における登録品種の権利行使
9. 日本林業品種の中国育成者権の出願に関する検討



3

1. 中国国内林業植物新品種権の出願数と登録数の作物種類別の年度統計状況。

出願人国	属(種)	出願品種数	登録品種数	取下げ品種数	期限前に終了品種数
中国	バラ	35	17	8	7
	ポプラ	26	24	1	9
	ボタン(牡丹)	14			
	ツツジ	8	6	1	
	ツバキ(椿)	5	2		3
	アンズ(杏)	6	4		6
	枣	4	2	2	
	イチョウ(銀杏)	4			
	ヤブコウジ	3	2		
	クルミ(胡桃)	3			
	モクレン	3			
	セイボク	2	1		
	モクゲンジ	2	2		
	キササゲ	2	2		
	エンジュ	2	2		
	レンギョウ(連翹)	2	2		
	ウメ(梅)	1			
	桐(トウ、キリ属)	2			
	クワ(桑)	1			
	ソテツ(蘇鉄)	1	1		
	ザクロ(石榴)	1	1		
	竹(タケ)	1			
	ツゲ(黄楊)	1			
	ワンピ	1			
	薬用ボタン(薬用牡丹)	1			
	オガタマノキ	1	1		
	中国クリ	2	1		



4

出願国	属(種)	出願品種数	登録品種数	取下げ品種数	期限前に終止品種数
	ニシキギ	1	1	2	
	ニレ(楡)	1	1		
	モモ花	1	1		
	クコ	1	1		1
	ニセアカシヤ	1	1		
	トネリコ	1	1		1
	ライラック	1			
	ニワウルシ	1	1		
	ヌマスギ	1	1		
	イチイ	1		1	
	合計	144	78	15	28

2. 外国から中国林業植物新品種権の出願数と登録数の作物種類別の年度統計状況

出願国	属(種)	出願品種数	登録品種数	取下げ品種数	期限前に終止品種数
ドイツ	バラ	49	34		
	トウダイグサ科	21	15		
オランダ	バラ	25	9		
	中国クリ	1			
フランス	バラ	23	1		
アメリカ	トウダイグサ科	9	5		
	アンズ	1			
ギリシャ	ツツジ	4	2		
イギリス	バラ	2			
日本	クスノキ	1			
	合計	136	66		
	総合計	280	144	15	28


(2002 - 2007年の統計結果) 5

3. 海外各国から中国林業植物新品種権の出願・登録状況の傾向

中国国内の林業新品種の特徴：
鑑賞植物類が一番多い、出願品種は89品種であり、その中に登録品種は40品種である。
ポプラをはじめとする材木類が二番目、出願品種は32品種であり、その中に登録品種は29品種である。
経済林品種が三番目、出願品種は23品種であり、その中に登録品種は9品種である

外国からの林業新品種の特徴：
鑑賞植物類について、出願品種は133品種であり、その中に登録品種は66品種である；
材木類について、出願品種は1品種である、経済林品種について、出願品種は2品種である。
2002年の外国出願について、合計4品種、全部は、フランスのバラである；
2003年の外国出願について、合計35品種、主には、オランダのバラ、ドイツ、アメリカのポインセチアである；
2004年の外国出願について、合計25品種、主には、ドイツ、フランスのバラである；
2005年の外国出願について、合計28品種、主には、オランダのバラ、ドイツ、アメリカのポインセチアである；
2006年の外国出願について、合計28品種、主には、ドイツ、フランスのバラである；
2007年の外国出願について、合計25品種、主にはオランダ、ドイツ、フランスのバラである、また、日本のクスノキも含まれている。

六年の間、外国からの136出願品種の中に、我々の事務所は6カ国の11出願人の77品種の出願を代理した；現在、登録された品種は47品種がある。
傾向について、前記の多数の品種がそれらの国際的な権利状況に左右されている；そして、中国での植物新品種の発展の傾向にも関係している。つまり、期待しながら、試しながら、品種権の出願が安定的に発展している。



6

4. 中国林業新品種の代理機構の概要

代理機構名	住所	電話	FAX
北京中林綠秀植物 新品種代理事務所	北京頤和園后中国林科院, 100091	8610-62889742	
北京衆合誠成知識 産権代理有限公司	北京市西城区車公庄大街甲4号 物華大厦A座1707室, 100044	8610-68003963 8610-68003958	68008718
北京海虹嘉誠知識 産権代理有限公司	北京市海淀区北四環中路281 号海淀科技320室, 100083	8610-82384870	62314340
北京北林方圓植物 新品種権事務所	北京市北京林業大学, 100083	8610-62337503	62338223
上海林業植物 新品種権代理事務所	上海市沪太路975号, 200072	021-56617570	56944385
黒龍江北方植物 新品種権代理服務中心	黒龍江省哈爾濱市哈平路134号 150040	0451-86619875	86619875
東林植物新品種権 代理事務所	哈爾濱市動力区和興路26号 150040	0451-2190716	2117883
山東植物新品種権事務所	済南市文化東路42号, 250014	0531-88557793	88932824
安徽省林業植物新品種権 代理中心	合肥市无為路35号省林業庁 大楼4楼, 230001	0551-2633983	2633955
安徽省林科新品種権 代理公司	合肥市長江西路820号, 230031	0551-5319164	5311561
南京南方植物新品種権 事務所	南京市龍蟠路, 210007	025-5427403	



7

代理機構名	住所	電話	FAX
浙江植物新品種権事務所	杭州市凱旋路226号, 310020	0571-86042406	86040742
富陽亜熱帯植物 新品種権事務所	浙江省富陽市富陽鎮 大橋路73号, 311400	0571-63310174	63341304
福建緑閩植物新品種権 代理事務所	福州市晋安区新店鎮 上赤橋35号, 350012	0591-7921970	7921945
湖北省楚林植物新品種権 事務所	武漢市洪山区 雄楚大街339号, 430079	027-87394973	87388366
湖南省林業植物新品種 保護代理処	長沙市天心区 韶山南路120号, 410004	0731-5578707	5578794
広東林業植物新品種権 事務所	広州市中山七路343号, 510173	020-81812689	81833515
海南林業植物新品種権 代理中心	海口市琼山区府城 鳳翔路省林科所大院, 571100	0898-65904780	65900934
雲南植物新品種権 事務所	昆明東郊国土下凹 雲南省林木種苗站, 650215	0871-3856173	3856629
山西省林業植物新品種 保護事務所	太原市新建南路185号, 030012	0351-7243733	7320513
甘肅省林業植物 新品種権代理事務所	蘭州市城関区段家灘440号, 730020	0931-4683507	4683507



8

5. 北京中林緑秀植物新品种权代理事务所の概要 (中国林業科学研究院に属する)

本事務所は、国家林業局による承認された代理事務所であって、北京市海淀区工商管理局に正式登録された林業新品种権代理機構です。國務院により公布される《中華人民共和国植物新品种保護条例》と国家林業局により公布される《中華人民共和国植物新品种保護条例實施細則(林業部分)》に基づき、本事務所は、新品种育成者各位に対し、中国内外において、国家林業局により公布される林木、竹、木質藤本、木本觀賞植物(木本花卉を含める)、果樹(乾果だけ)及び木本油料、飲料、調味料、木本薬材など植物の新品种保護リスト上の楊、柳、ユーカリと桐などの11属、広葉杉、栗、牡丹と梅など14種に付き、中国国内における新品种権の出願及び保護期間の延長事務等を代理します。

ホームページ: www.lknet.ac.cn ; ネットワーク名: 林業情報——

《参考諮問》コラム: “植物新品种権代理”(中国語HP)

機構名称: 北京中林緑秀植物新品种権代理事務所,

工商登録番号: 1101081386633;

住 所: 北京頤和園後中国林業科学研究院林業科学技術情報研究所116室,

郵便番号: 100091;

電子メール: minitree@caf.ac.cn , zhonglinluxiu@hotmail.com ;

代 表: 王 曉原; 電話: 010-62860611; FAX: 010-62860611 ;

担当者: 鄧 華、徐 芝生; 電話1: 010-62889742; 電話 2: 010-62860611 ;

口座銀行: 北京農業銀行海淀支店営業部;

口座名: 北京中林緑秀植物新品种権代理事務所;

口座番号: 11050101040034576。



9

日本円支払いの銀行経路

JAPANESE YEN (JPY)

PAYMENT ROUTE

PAY TO: SMBCJPJT

SUMITOMO MITSUI BANKING
CORP., TOKYO, JAPAN

or **BOTKJPJT**

THE BANK OF TOKYO-
MITSUBISHI LTD.,
TOKYO, JAPAN

IN FAVOR OF: ABOCCNBJ010

AGRICULTURAL BANK OF CHINA
BEIJING BRANCH, BEIJING, P. R.
CHINA

BENEFICIARY'S A/C NO.:

BENEFICIARY'S NAME:

米ドル支払いの銀行経路

US DOLLAR (USD)

PAYMENT ROUTE

PAY TO: CITTUS33

CITIBANK N. A. NEW YORK, U. S. A.

IN FAVOR OF: ABOCCNBJ010

AGRICULTURAL BANK OF CHINA
BEIJING BRANCH, BEIJING, P. R.
CHINA

BENEFICIARY'S A/C NO.:

BENEFICIARY'S NAME:

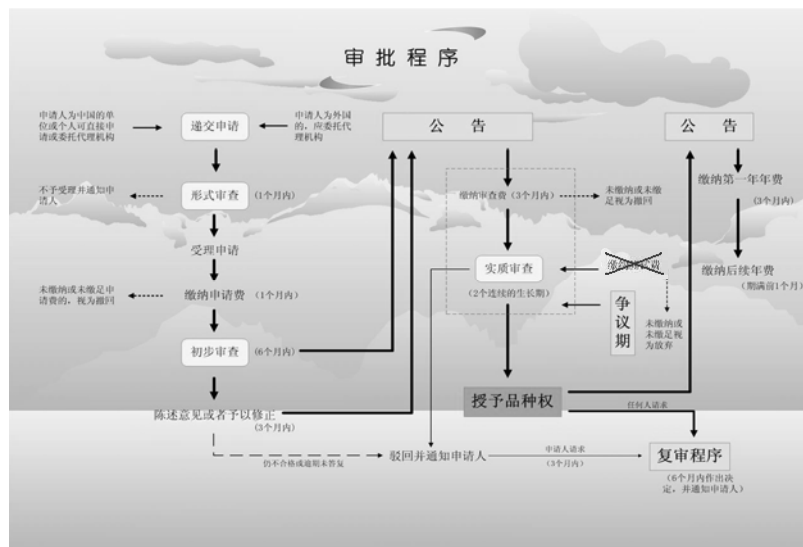
10

本事務所において、正式な職員が4名である、その中に、林業大学院卒、副研究員 1名、林業大学卒、高級エンジニア1名、園芸大学院卒、1名、経済管理専門1名。また、中国林科院からも有名な植物新品種の育成家が兼任している、その中に、研究員5名、副研究員9名である。中国林科院の図書館による国内海外の林業又は関連分野の文献資料、中国林業科学技術のデータベース、及び国際権威的な農業生物データベースに基づいて、国内、海外のお客様に専門的なコンサルタント、代理などのサービスを提供することができる。

本事務所は、2002年6月に設立されて以来、中国、ドイツ、オランダ、米国、日本、フランス、インドネシア等7カ国からの15出願人の合計81品種の出願代理業務を担当している。その内訳は、中国6品種、ドイツ49品種、オランダ49品種、米国8品種、フランス7品種、日本1品種、インドネシア1品種である。現在、47品種が既に登録されている。




6. 中国において育成者権を出願する日本の育成者の注意事項 林業植物新品種権の出願、登録のあらまし



出願前の準備

a. インターネットによって検索し、信頼できる代理機構を選ぶ。例えば、以下のように：
 中国国家林業局植物新品種保護室
<http://www.cnppv.net> 英語画面の Agencyを通じて、調べる；
 または、(社)農林水産先端技術産業振興センターを通じて、
<http://web.staff.or.jp>
 または、平木国際特許事務所を通じて
<http://www.hiraki-patent.co.jp>

b. 選んだ代理機構と『植物新品種代理出願契約書』及び『委任状』を結ぶ；
 c. 『植物新品種代理出願契約書』に従って、代理機構に代理費を支払う；
 d. 代理機構の要求に従って、出願に必要、真実、有効且つ合法的な書類、写真、又は証明書類を提供する；
 e. 出願人が提供された前記の資料は関連規定を満たさない場合、代理機構の提案によって、修正する；
 f. 代理機構が出願文書を作成した後に、指定された書類に出願人によってサインと印鑑をずる。



13

出願における必要な書類、写真及び証明書類の要求

a. 文書の資料：

- 中国での出願の前に、日本又は他の国に育成者権を出願したことある場合、他の国の'DUSテスト報告書、特性表」、或いは'品種特性表」、或いは、'品種出願書』のいずれの文書；
- 開示された又は開示されていない、出願品種に関する品種育成過程、生物学的な形態及び特性記載、成長環境及び栽培方法などの文献(全部或いは一部分)或いはそれらの検索情報；
- 出願人(育成者)の状況、例えば、氏名、機構名称と連絡方法；
- 出願品種と対照品種の写真の撮影時期、場所、環境、及び撮影された品種の年齢、サイズ、色(RHS色の表示をお勧め)についての説明。

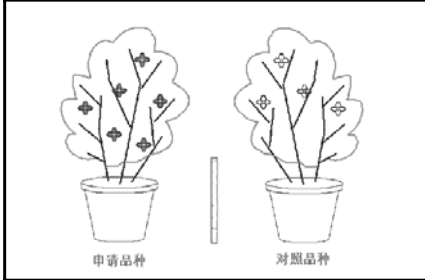
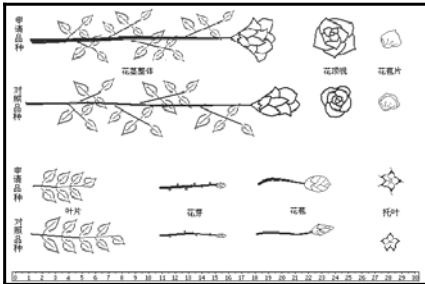
b. 証明書類：

- 中国での出願の前に、他の国に育成者権を出願したことある場合、日本又は他の国の育成者権証明書(PDF又はJPG形式)；
- 出願品種が中国又は他の国に最初に商業目的の販売或いは販売していない証明書、例えば、印鑑された販売契約書、販売リスト、領収書(印鑑された又は法人代表のサインがあるPDF又はJPG形式文書)、或いは、出願人本人の印鑑或いはサイン付け'未販売証明書』などの証明書。

c. 写真：

- 撮影する前に、カメラの"white balance"をよく調節し、写真による色の変わりがないように確認する；
- できるだけ、出願品種と対照品種が同じ環境に置き、同時に撮影される；できない場合であれば、できるだけ類似した環境で、同様な撮影方法で撮影される；
- 高解像度のカメラを使用し、中解像度の撮影をお勧めする。

d. 本事務所に日本領の'新品種出願に必要な書類、の資料があるので、参考のために、提供することができる。

出願の提出及び形式審査

- a. 代理機構が出願人によるサインされた文書を受取った後に、中国国家林業局新品種保護室に全部の出願文書と関連資料を提出;
- b. 出願人が『出願費用の支払い通知書』を受取った後に、その要求に従って、自ら、或いは代理機構又は出願人の中華人民共和国(大陸)の法人機構を通じて、出願費用を支払う。

方式審査

- a. 代理機構が転送した中国国家林業局新品種保護室の質問と要求に従って、更なる情報、文書を提供し、或いは元の情報を補正する;
- b. 出願公表の後において、公衆による疑いがある場合、それに対応する応答書を用意する。

実体審査(特性審査)

- a. 出願人が『出願費用の支払い通知書』を受取った後に、その要求に従って、自ら、或いは代理機構又は出願人の中華人民共和国(大陸)の法人機構を通じて、出願費用を支払う。
- b. 現在の実体審査の方式: 試験機構による栽培試験、専門家団体による中国(大陸)での栽培繁殖地の現地調査、或いは出願品種の初めての育成者権取得国に『品種DUSテスト報告』を購入。
- c. 出願人が上記の関連情報、サンプル、審査条件等に対して責任を持ち、且つ関連費用を支払う。



15

中国での林業植物新品種権の出願のため支払うべき官費:

- a. 出願費 1000人民元/品種。
- b. 審査費 2500人民元/品種。
- c. 年費 第1～6年, 1000人民元/品種/年
第7～20年, 1500人民元/品種/年
- d. 試験費用 なし。
- e. “外国DUSテスト報告”の購入費用 約400ユーロ/冊。

注:a. 2007年8月20日より、新たな官費制度が始まっている;

- b. 現地調査とDUSテストとは並行する;
- c. 現地調査の際に、出願人が審査官の現地の食費と交通費だけを負担する。

中国での林業植物新品種権の出願のために支払う可能性がある代理費用:

- a. 育成者権の出願ための代理費用;
- b. 登録品種の維持ための代理費用;
- c. その他の育成者権の関連費用。



16

中国林業植物新品種DUSテスト測定センター状況リスト					2008年
名称	区分	所属	住所	所管範囲	備考
一、林業植物新品種DNA測定試験室					
国家分子測定試験室		中国林業科学研究院林業研究所	北京	所有林業植物新品種のDNA測定	建設中
南方分子測定試験室		教育部 南京林業大学	江蘇 南京	主として熱帯、亜熱帯及び暖温帯林業植物新品種のDNA測定	建設中
二、林業植物新品種測定分中心					
華北測定分中心		中国林業科学研究院華北林業実験中心	北京	未導入専門総帯の温帯、寒帯林業植物新品種のDUS測定	建設中
華東測定分中心		中国林業科学研究院亜熱帯林業実験中心	浙江 富陽	未導入専門総帯の亜熱帯及び暖温帯林業植物新品種のDUS測定	建設中
華南測定分中心		中国林業科学研究院熱帯林業実験中心	広東 広州	主として未導入専門総帯の熱帯林業植物新品種のDUS測定	建設中
三、林業植物新品種専門測定試験					
バラ専門測定試験		雲南省花卉産業辦公室技術推广服務中心	雲南 昆明	バラ専門林業新品種DUS測定	今年完成
トウダイグサ科専門測定試験		上海市林業工作總站 花卉育種中心	上海	トウダイグサ科専門林業新品種DUS測定	今年完成
牡丹専門測定試験		山東省濰州市林業局花卉站	山東 濰州	牡丹専門林業新品種DUS測定	今年完成
杏専門測定試験		北京市農林科学研究院 林木果樹研究所	北京	杏専門林業新品種DUS測定	今年完成
竹専門測定試験		国際竹藤網絡中心安徽黄山太平実験基地	安徽 黄山	竹専門林業新品種DUS測定	建設中

17

育成者権登録及び公告	
a.	“登録公告”が開示され、或いは“育成者権付与通知書”を受取った後に、出願人が要求に従って、自ら、或いは代理機構又は出願人の中華人民共和国(大陸)の法人機構を通じて、第一年目の年金を納めなければならない。
b.	代理人を通じて、『植物新品種権証明書』を受け取る；
c.	登録公告日から、該当品種の品種権の効力が始まる、同時に、出願公表日から登録日までの仮保護についても権利行使できる。
複審手続	
a.	育成者権が登録された後に、いずれの自然人或いは法人が国家林業局に権利の所属又は権利の有効性について“複審請求”(無効審判)ができる；
b.	“複審手続”を経て認められた品種について、起算日が変わらない；“複審手続”を経て否認された品種について、審査を終了し、或いは権利を失う。
継続事務	
a.	“育成者権付与通知書”を受取った後、或いは登録許可日から一年が満了する前の一ヶ月以内に、出願人が要求に従って、自ら、或いは代理機構又は出願人の中華人民共和国(大陸)の法人機構を通じて、審査費を納めなければならない；
b.	中華人民共和国育成者権の最長保護期限：蔓植物、林木、果樹、鑑賞樹木は20年、その他の植物は15年。



18

7. 中国における登録品種の使用許諾と譲渡

「中華人民共和国契約法」、「中華人民共和国植物新品種保護条例」、「植物新品種保護条例実施細則(林業部分)」及び「TRIPS」の関連規定に従って、中国企業又は個人と、「登録品種の使用許諾契約」と「育成者権譲渡契約」を結ぶ；

中国で合資企業を設立する場合、「合資意向書」及びその後の企業文書の中に、登録品種の所屬、使用の権限、収益の分配などの状況について、明確的に、記載と規定する；

前記の契約と関連文書について、直接に中国企業又は個人と締結してもよい、代理機構を通じて締結してもよい。

使用許諾と譲渡の際に、発達国の91年「国際植物保護条約」と中国の78年「国際植物保護条約」との相違を注意しなければならない。

前記の事項に対して、本事務所が出願人のための代理ができます。



19

8. 中国における登録品種の権利行使

「中華人民共和国植物新品種保護条例」、「中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則(林業部分)」及び「中華人民共和国行政複議法」の関連規定に従って、品種権の複議手続を行なうことができる；

「中華人民共和国植物新品種保護条例」、「中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則(林業部分)」及び「中華人民共和国行政懲戒法」の関連規定に従って、中国の各級の行政管理部門に対して、品種権侵害の懲戒処分の手続を提出し、侵害行為に対する確認又は懲戒処分を要求することができる；

「中華人民共和国植物新品種保護条例」、「中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則(林業部分)」及び「中華人民共和国民事訴訟法」の関連規定に従って、裁判所に対して、品種権侵害行為の民事訴訟が提出することができる；

前記の権利行使において、以下の二点を注意すべき；

- a. 合法的、有効的に関連証拠が取得し、それに基づいて自らの権利を主張すること；
- b. 合法的、有効的に証拠保全を行い、侵害による損失を最大限的に補償すること。

調査、証拠取得、権利行使の計画と訴訟代理について、本事務所が代理することができる。



20

9. 中国において日本林業植物の育成者権の将来について

現在の中国の林業品種において、鑑賞類と乾果類の市場前景が最もよい。
鑑賞類品種において、新たな外形、独特な色を持つ花と鑑賞植物が最も市場に受け入れられている。
花品種において、切花と鉢花の品種の販売量が最も多い。
最近、単花咲な切花品種と花序繁茂の鉢花品種が売れている。
乾果類品種において、果実大きく、耐病性よく、保存しやすく、味濃く、剥きやすい品種がよい。
中国の国際化の進展に伴って、中性的な色、なお淡白的な色、また、特有な味、あっさりした味も新たな流行になっている、このような傾向は未来の3 - 5年に、中国の鑑賞類、乾果類植物の販売に影響していくでしょう。

最後に、皆様に中国林業新品種保護に関する具体的なデータを紹介する：

2002年-2007年7月の間、中国雲南省が切花の23品種の育成者権を持ち、中国の全体の70%を占有している；現在、出願中又は開示中の新品種が26品種があります、ある程度の販売規模になっている品種が7種である。

2006年までに、中国山東省が知的財産権を持つ林果、花卉の優良品種が38品種があり、その中に、中天陽、双季米国エンジュ、紅豊世紀杏等の10新品種が育成者権を持っている。

2007年9月までに、浙江省紹興市、紅運玉蘭などのモクレン科の8新品種が成功的に育成され、且つ国家林業新品種権を取得しました。普及している数年間に、億人民元以上の利益を得られているといわれている。

前記の例は、中国の国内新品種の現況の一部分だけであり、私は、これからの中国の新品種保護の前途は希望に満ちていると信じています！

21

谢谢大家！

社団法人 農林水産先端技術産業振興センター
(STAFF)

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 7階

TEL 03-3586-8644